

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から同年12月23日まで

私は、日本年金機構から手紙が送付され、同僚がB社からA社へ異動する際に1か月の厚生年金保険の加入漏れになっていた記録が認められたことを知った。申立期間について、私も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言、同僚の保管する給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（昭和44年11月21日にB社から系列事業所であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和44年12月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、商業登記簿によれば、同社は、同年11月*日に株式会社として設立登記されており、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年12月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、特段の理由を示すことなく不明としているが、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされているが、転勤に伴う異動であったことから、引き続きA社に勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る厚生年金基金加入者台帳及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和55年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年2月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社B工場から同社C工場に異動した同僚13人に申立人と同様の事象が見受けられ、これら全員について社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和55年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの

の、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和54年3月にB社に入社し、現在も同社で就労中である。出向先のA社からB社に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が1か月空白となっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和62年11月1日に子会社のA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年10月の定時決定のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、納付したと主張しているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日が昭和62年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年7月及び同年9月から17年6月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月から17年6月まで

申立期間の標準報酬月額が実際の給与と相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成16年7月及び同年9月から17年6月までの期間について、申立人が給与明細書から書き写したとする資料（支給額、社会保険料控除額、差引支給額等が記載。以下「申立人作成資料」という。）、金融機関の取引明細表及び平成17年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人作成資料等において認められる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主からは回答が得られないが、申立人作成資料等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が資格取得時から長期にわたり一致していないことから、事業主は、申立人作成資料等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年8月については、上記申立人作成資料により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年7月から17年2月までは17万円、同年3月は16万円、同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は16万円、18年3月から同年6月までは15万円、同年7月は14万2,000円、同年8月から19年4月までは15万円、同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年8月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月から19年8月まで
給与支払明細書で確認できる給与額よりも標準報酬月額が低額になっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成16年7月から17年8月までの期間、18年3月から同年8月までの期間及び同年10月から19年6月までの期間について、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間のうち、平成18年9月及び19年8月については、申立人は給与支払明細書等の給与額及び保険料控除額を確認できる資料を保管していないものの、A社の同僚から提出された当該期間における給与支払明細書から判断して、申立人は、当該期間において、直前の月の給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認又は推認できる給与額及び保険料控除額から、平成16年7月から17年2月までは17万円、同年3月は16万円、同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は16万円、18年3月から同年6月までは15万円、同年7月は14万2,000円、同年8月から19年4月までは15万円、同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年8月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認等できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認等できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年9月から18年2月までの期間及び19年7月については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで

私はA社に平成20年8月15日にパート社員で入社し、同年9月1日からは正社員として勤務していた。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与所得の源泉徴収票、賃金台帳により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記賃金台帳により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人は入社時に厚生年金保険に加入しないことを希望した。」と述べている上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年頃

A社に正社員として、1日8時間、月25日勤務していた。同じ正社員として勤務していた同僚も一人覚えている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年頃A社で勤務していたと主張しているが、i) 申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、A社で、現場を担当していた。」と証言しているところ、これは申立人の主張と符合しているものの、当該地域を管轄するB市は、「当該施設では、昭和57年6月から58年3月までの期間において、A社が担当した旨の記録がある。」と回答していること、ii) 同社の別の同僚は、「申立人を知っている。申立人がA社の現場で勤務し始めたのは、自分が入社した昭和57年4月より後だったと思う。」と証言していること、iii) 一方で、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことを裏付ける証言が得られないことなどから判断すると、申立人は、申立期間ではなく、期間は特定できないものの、57年以降に同社の現場で勤務していた可能性が高いものと考えられる。

しかし、A社は、「当社では、昭和57年1月以降に給与を支給した全ての正社員の名前が記載された賃金台帳を保管しているが、この中には申立人の名前が無いことから、申立人が、仮にそれ以降に勤務していたとしても、正社員ではなかったのかもしれない。また、56年以前については、賃金台帳はもちろん、人事記録等も保管していないので、厚生年金保険の取扱いについては何も分からない。」と回答している。

また、上記A社の複数の同僚は、「申立人が現場にいたことは覚えているが、

正社員だったのかどうかまでは分からない。また、申立人の厚生年金保険の取扱いのことについては、何も分からない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間及び申立人がA社の現場で勤務していたことがうかがえる昭和57年頃を含む52年4月から59年3月までは、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。